



介護サービス事業者の皆さまへ
(処遇改善加算対象サービス向け)

厚生労働省 別添1

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員は最大月額 **1.9万円** (※) 相当、
介護職員以外も月額 **1.0万円** (※) 相当を、
いずれも6か月分補助します。

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総額額に集めて補助します。

以下ステップに沿って申請してみませんか？

- まずは所在地の **都道府県** に届け出ましょう！
※指定業者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。
- 補助金額に相当する **職員の賃金改善** を行いましょう！
※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うことも検討ください。
- 以下の **生産性向上等に係る取組の1つ** を行いましょう！
※処遇改善加算を未取得の場合は、以下の取組に加え、処遇改善加算の取得も必要です。
訪問・通所サービス等 ●ケアプランデータ連携システムへの加入
施設サービス等 ●生産性向上推進体制加算の取得
取組の取組はこちら 取得条件はこちら
- 都道府県の定める期限までに **実績報告** をしましょう！

処遇改善加算や本事業について不明点がある
専用コールセンター
050-3733-0222
受付時間：9:00～18:00(土日・祝日含む)

賃金部分方法や算定要件について、専門家と個別に相談をしたい
処遇改善加算 個別相談支援
各市町村社会福祉課にて個別相談しましょう！
https://kaigo-shougukaizen.mhlw.go.jp

介護サービス事業者の皆さまへ

厚生労働省 別添2

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員以外の職員にも **対象拡大!**
月額 **1.0万円** (※) 相当を、
6か月分補助します。

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総額額に集めて補助します。

以下ステップに沿って申請してみませんか？

- まずは所在地の **都道府県** に届け出ましょう！
※指定業者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。
- 補助金額に相当する **職員の賃金改善** を行いましょう！
※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うことも検討ください。
- 以下の **生産性向上等に係る取組のいずれか** を行いましょう！
ケアプランデータ連携システムへの加入
●処遇改善加算Ⅳに準ずる要件
※任用要件・賃金体系の整備、研修等の実施、職場環境等要件
取組の取組はこちら
- 都道府県の定める期限までに **実績報告** をしましょう！

処遇改善加算や本事業について不明点がある
専用コールセンター
050-3733-0222
受付時間：9:00～18:00(土日・祝日含む)

賃金部分方法や算定要件について、専門家と個別に相談をしたい
処遇改善加算 個別相談支援
各市町村社会福祉課にて個別相談しましょう！
https://kaigo-shougukaizen.mhlw.go.jp

各介護サービス事業所 ご担当者様

いつもお世話になっております。

兵庫県高齢政策課介護人材対策班です。

介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を実施します。

このたび、申請についてのご案内及び計画書様式等を本県HPに掲載しましたのでお知らせします。

詳細をよくご確認ください、**令和8年4月17日(金)**までに計画書をご提出いただきますようお願いいたします。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/chinage.html>

※リンク先URLの先頭の表示が「HENKANS」となっている場合は「https」に変更してください。

本事業に係る問い合わせは、下記にお願いします。

兵庫県介護・障害福祉賃上げ等支援補助金コールセンター
050-2030-2644 (受付時間：9時00分～17時00分 土日祝除く)

厚生労働省コールセンター
050-3733-0222 (受付時間：9時00分～18時00分 土日含む)

兵庫県高齢政策課 介護人材対策班